

国立大学法人富山大学職員表彰規則

平成 17 年 10 月 1 日制定

平成 20 年 3 月 1 日 改正

平成 31 年 1 月 29 日改正

令和 4 年 1 月 11 日改正

令和 4 年 9 月 27 日改正

令和 6 年 7 月 23 日改正

（目的）

第 1 条 この規則は、国立大学法人富山大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第 37 条の規定に基づき、国立大学法人富山大学（以下「本学」という。）に在職する職員の表彰に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（適用除外）

第 2 条 次条第 1 号及び第 2 号の規定による表彰については、就業規則第 2 条第 2 項のうち寄附講座教員、寄附研究部門教員、共同研究講座教員及び同条第 3 項に規定する職員には適用しない。

（表彰の種類）

第 3 条 表彰の種類は、次に掲げるとおりとする。

- （1）永年勤続者表彰
- （2）退職者表彰
- （3）善行功勞表彰
- （4）教員業績評価に基づく優秀教員表彰（以下「教員業績評価表彰」という。）
- （5）学内研究発表会優秀者表彰

（永年勤続者表彰）

第 4 条 永年勤続者表彰は、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める勤労感謝の日（以下「勤労感謝の日」という。）において本学職員として引き続き在職した期間（以下「勤続期間」という。）が 20 年以上であって勤務成績が良好な者についてこれを行う。

（退職者表彰）

第 5 条 退職者表彰は、退職（死亡による退職を含む。）の日において、次に掲げる勤続期間があり、かつ勤務成績が良好な者について行う。

- （1）退職の日において勤続期間が 20 年以上の者で前条の表彰を受けていない者
- （2）退職の日において勤続期間が 30 年以上の者

（勤続期間の計算）

第 6 条 第 4 条及び第 5 条の勤続期間の計算は、本学職員となった日の属する月から表彰日の属する月までの月数による。

2 本学職員に引き続く、旧国立大学法人富山大学（旧富山大学を含む。）、旧国立大学法人富山医科薬科大学（旧富山医科薬科大学を含む。）、旧国立大学法人高岡短期大学（旧高岡短期大学を含む。）、本学以外の国立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構（旧国立高等専門学校を含む。）、大学共同利用機関法人（旧大学共同利用機関を含む。）、文部科

学省所管の独立行政法人（独立行政法人国立高等専門学校機構を除く。）、国、地方公共団体、学校（学校教育法で規定する学校に限る。）及び旧日本国有鉄道の職員として在職した期間は、勤続期間に通算する。

3 表彰日において、第4条及び第5条第1号に該当する者にあつては10年以上、第5条第2号に該当する者にあつては15年以上本学職員（旧国立大学法人富山大学（旧富山大学を含む。）、旧国立大学法人富山医科薬科大学（旧富山医科薬科大学を含む。）及び旧国立大学法人高岡短期大学（旧高岡短期大学を含む。）の職員期間を含む。）として在職していることを要する。

4 次の各号に掲げる期間は、勤続期間から除算する。

（1）休職の期間（業務上の負傷又は疾病による休職期間、就業規則第11条第1項第3号から第6号まで及び第9号による休職の期間を除く。）

（2）減給及び出勤停止の期間

（3）育児休業又は出生時育児休業（就業規則第33条）及び介護休業（就業規則第34条）の期間の2分の1

（善行功勞表彰）

第7条 善行功勞表彰は、善行又は職務上の功績が特に顕著な者について行う。

（教員業績評価表彰）

第8条 教員業績評価表彰は、本学教員業績評価において優れた評価を得た者（教授を除く。）について行う。

（学内研究発表会優秀者表彰）

第9条 学内研究発表会優秀者表彰は、学内における研究発表会等において表彰された者について行う。

（表彰）

第10条 表彰は、職員1人について1回とする。ただし、第3条第3号から第5号に該当する場合並びに第4条に該当し表彰された職員が第5条第2号に該当することとなった場合は、この限りでない。

（表彰日）

第11条 永年勤続表彰は、毎年勤勞感謝の日に行う。ただし、退職者については、退職の日（又は死亡した日）に行う。

2 善行功勞表彰、教員業績評価表彰及び学内研究発表会優秀者表彰は、その都度行う。

（表彰状の授与）

第12条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状は、第3条第1号、第2号及び第4号については、別記様式によるものとし、同条第3号及び第5号については、その都度定める。

3 第1項の表彰状の授与に併せて、記念品等を贈呈することがある。

（その他）

第13条 この規則に定めるもののほか、表彰の実施に關して必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規則は、平成17年12月13日から施行し、平成17年10月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成 20 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 31 年 1 月 29 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和 4 年 1 月 11 日から施行する。
- 2 改正後の第 3 条第 4 号の規定は、令和 3 年度に実施した教員業績評価から適用する。

附 則

この規則は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 6 年 7 月 23 日から施行する。

別記様式

第3条第1号に該当する場合

富山大学長	年 月 日	よ っ て こ こ に 表 彰 し ま す	し 職 務 に 精 励 さ れ ま し た	あ な た は 永 年 富 山 大 学 に 勤 務	氏 名	勤 続 20 年	表 彰 状
印					殿		

第3条第2号に該当する場合

富山大学長	年 月 日	そ の 功 労 を 表 彰 し ま す	こ の た び 退 職 さ れ る に あ た り	し 職 務 に 精 励 さ れ ま し た	あ な た は 永 年 富 山 大 学 に 勤 務	氏 名	表 彰 状
印						殿	

第3条第4号に該当する場合

表 彰 状

氏 名 殿

あ な た は 年 度 教 員 業 績 評 価 に
お い て 極 め て 優 れ た 評 価 を 得 ま し た
よ っ て こ こ に そ の 功 績 を 讃 え
こ れ を 表 彰 し ま す

年 月 日

富 山 大 学 長 印